

氏名（本籍）	伊藤 葉子（愛知県）		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
学位番号	乙第19号		
学位授与の日付	2018年3月17日		
学位授与の要件	学位規則第5条第2項の規定該当		
学位論文題目	障害者の自立生活支援とシティズンシップ —AJU 自立の家の運動と実践を通して—		
審査委員	主査	野口 定久	日本福祉大学 特別任用教授
	副査	柏倉 秀克	日本福祉大学 教授
	〃	野村 豊子	日本福祉大学 特別任用教授
	学外審査委員	杉野 昭博	首都大学東京 教授

## 論文内容の要旨

伊藤氏の学位請求論文は、申請者が長年にわたり「AJU自立の家」をフィールドに、障害当事者による地域福祉実践及び自立生活支援システムの構築をめざして障害者運動と実践研究に焦点をあてたものである。本論文は、既存の労働市場で働くことのできない重度障害者を包摂した障害者の権利性に基づくシティズンシップ概念の再構築によって、社会福祉学における新たな障害者運動論および実践論を切り拓くものである。また、従来の障害者福祉学における自立生活運動研究は、主に関東と関西の実践を事例として形成されてきた傾向にあり、本研究では愛知における自立生活運動を歴史的に詳細に記述し、分析することによって、日本の社会福祉学の自立生活運動研究に新たな客観的資料を提示するものである。本論文は、序章と終章を含めた全8章で構成（本文171頁、図表26点、引用・参考文献253点）されている。

- 序章 問題意識及び研究目的と研究方法
- 第1章 先行研究
- 第2章 障害者福祉を推進した理念と障害の概念
- 第3章 自立生活理念の日本への移入と当事者主体のサービス提供
- 第4章 障害者当事者による地域移行、自立生活支援システム
- 第5章 障害者運動を通じた自立生活支援システムの構築  
—AJU 自立の家の歴史から
- 第6章 障害者運動とシティズンシップ—授産工賃への所得税課税問題から
- 終章 総括

**序章（問題意識及び研究目的と研究方法）**では、障害者のおかれた実態は、その権利性、地域生活支援の仕組み、障害者運動と法制度の整備における当事者参画のあり方など、未だに多くの課題を抱えている実情を踏まえて、シティズンシップ論を用いて愛知における重度障害当事者、特にAJU自立の家による障害者運動と実践を分析の対象としつつ、福祉国家と障害者の権利性、障害当事者による自立生活支援システム、当事者運動としての障害者運動に焦点をあてた分析方法を提示している。

**第1章（先行研究）**では、福祉国家とシティズンシップ、ソーシャルワークと当事者主体、社会福祉運動と障害者運動の視点から先行研究をまとめている。①T. H. マーシャルに代表されるシテ

ィズンシップは市民的権利、政治的権利、社会的権利の3要素からなり、このうち社会権は福祉国家の成立と不可分であることが明らかとなったが、これまでのシティズンシップでは一部の障害者を除き、多くの障害者は排除され続けていることを示している。②抑圧や排除から人びとを解放し、社会を変革することがソーシャルワークの本質であることを示している。また、③自立生活支援において今日求められているのは、利用者視点を中心に据えるだけでなく、地域における利用者参画であることを明示している。④社会運動の担い手に障害者がその中心に据えられていなかったこと、また個別の生活問題を社会問題化するためには運動が重要な役割を果たしていることを明らかにしている。⑤愛知の重度障害者による障害者運動が市民運動として障害者自身の意識を変え、一般市民を巻き込みながら障害者運動と福祉サービス事業を推進してきていることを論じている。

**第2章 (障害者福祉を推進した理念と障害の概念)** では、障害者福祉の理念を整理し、理念が日本の障害者福祉施策においてどのように影響してきたのか、障害の個人モデルから社会モデルへの障害の概念の変化について取り上げている。①戦後の障害者福祉領域の実践は、理念により大きな変化を遂げてきたことを示し、障害者を保護する受動的な存在とする考え方から、障害者が主体であり、社会的役割をもった存在とする変化。②こうした理念は、日本国内の法律にも大きな影響を及ぼしている。③障害の概念の変化が国際障害分類（ICIDH）から国際生活機能分類（ICF）へと変化したことを取り上げている。その背景には、障害の原因を医学的診断に基づき個人にその要因があるとする医学モデルではなく、社会的な障壁による障害の社会モデルへの転換であることを示している。こうした障害の社会モデルの考え方は、今日の日本の政策に影響を及ぼすとともに、障害当事者の参画を後押しするものとなっていることを論じている。

**第3章 (自立生活理念の日本への移入と当事者主体のサービス提供)** では、自立生活の理念とサービス提供について論じている。①IL（自立生活運動）理念は、1980年代に北米から日本に移入され、日本において障害者が自立生活センターを設立する契機となったこと、②アメリカの自立生活センターで学んだ日本の障害者が、日本で自立生活センターを設立した当初の試みについて述べ、そのことは、介助者の確保と介助のコーディネートについて組織的に実施すること、③障害者が介助者を雇うパーソナル・アシスタンス制度の実際を取り上げ、デンマーク・オーフス市のパーソナル・アシスタンス制度の実践例を追究し、日本国内でも札幌市がパーソナル・アシスタンス制度を実施していることが提示されている。また、現行制度では、介助者の雇用、労務管理の方法、緊急時の体制等の課題を明らかにしている。

**第4章 (障害者当事者による地域移行、自立生活支援システム)** では、AJU自立の家による自立生活支援の実践活動を取り上げ、①自立生活支援は障害者の経験に基づくプログラムによるものであること、②自立生活支援は障害者運動と社会福祉事業による両輪によって展開されていること、③ソーシャルワークの果たす機能とソーシャルワーカーの任務は社会変革に向け、個別な問題を社会的な問題として提起することであり、その遂行は当事者と関わりあいながら推進することが不可欠であること、などを論じている。

**第5章 (障害者運動を通じた自立生活支援システムの構築—AJU自立の家の歴史から)** では、AJU自立の家の実践をその歴史を通して論じている。その要点は、①その運動は、1970年代以降、他地域、他団体と異なり、市民運動として始まったこと、②実践者（障害当事者と支援者）は福祉専門家から学びながら障害者の意識を変え、一般市民に働きかけて、サポートネットワークを拡大することで事業を推進してきたこと、③実践者は障害者運動と福祉サービス事業

を同時に推進、重度障害者の視点を活かした仕事の開発を行うことで、重度障害者の経験を社会に活かしたこと、④愛知障害フォーラム（ADF）の結成は、ネットワークを形成し、行政と対話し、地域政策に障害者が参画し、市民としての権利性を発揮していることを提示している。

**第6章（障害者運動とシティズンシップ—授産工賃への所得税課税問題から）**では、障害者就労施設の賃金に関連する問題と障害者の権利について論じ、さらに、重度障害者が日本のなかで労働権を獲得する可能性と課題について論及している。特に、日本における障害者の福祉的就労形態は、労働法適用がなされていない現状が存在することを示した上で、障害者の福祉的就労の場における労働権獲得にむけた運動の展開と障害者就労施設への工賃課税問題の実情を明らかにしている。また、福祉的就労の場における障害者の労働権獲得の可能性として3点を示している。①「パーソナル・アシスタンス制度による雇用主となる」、②「社会的企業／社会的協同組合での就労」、③「現行労働法の改善もしくは新たな労働法の制定」を提示し、いずれの場合も、現行法制度の検討、整備が必要であり、今後、実態に即したより詳細な論考が必要との提起がなされている。

**終章（総括）**では、本論の意義として、①障害者だけでなく、あらゆる人々に適用される普遍的なシティズンシップの観点から、障害者の権利を論じたこと、②既存の日本の自立生活運動の研究では取り扱われてこなかったA J U自立の家の運動を詳細に論じることによって、重度障害者が包摂的なシティズンシップを獲得する可能性を示唆している。

## 論文審査結果の要旨

### 1. 審査経過

2017年10月12日の第6回大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、伊藤葉子氏の博士学位審査請求論文が受理された。学内審査委員3名（野口定久、柏倉秀克、野村豊子）は、それぞれに提出論文を精査した上で、2017年11月10日に第1回審査委員会を行い、本論文の概括的評価と論点について意見交換した。2017年12月1日に第2回審査委員会を行い、引き続いて伊藤氏への最終試験（口頭試問）を実施した。同日中に学内審査委員3名による最終試験の結果について審議した。学外審査委員の杉野昭博先生（首都大学東京都市教養学部教授）からの審査報告書（2017年11月20日付）を総合して、本論文は博士学位（社会福祉学）授与にふさわしいとの結論に達した。

### 2. 論文の評価

申請者（伊藤葉子氏）の提出論文は、研究命題が明確である。①福祉国家と障害者の権利性について「シティズンシップ論」を用いて考察する。②障害当事者による地域福祉実践、自立生活支援システムの構築をA J U自立の家の運動と実践に焦点をあて分析する。③A J U自立の家の運動と実践をその発生から今日に至るまでを歴史的にとらえ、「一市民として当たり前の生活」を求める障害者運動を分析することである。その上で、本論文の特徴は、以下の3つの論点に集約できる。①障害者の権利は従来のシティズンシップから排除されがちであるが、A J U自立の家の運動と実践では、自立生活だけでなく労働権獲得運動も展開したことを通して障害者の権利がシティズンシップの文脈で保障される可能性があることを提示しえたこと。②このことの要因はA J U自立の家の運動が個別なニーズを社会問題として解決するというマイクロとマクロをつなぐソーシャルワークの原則に則

して展開している点にあること。さらに、メゾ領域において地方自治体、一般市民や他の障害者団体とネットワークを形成することで権利の獲得と実現を長年にわたり積み重ねてきたこと。③A J U 自立の家の運動と実践は、当事者主体、参画によって学び続ける過程を重視し、討議し、行動することを通してエンパワメントがなされることを明らかにした。伊藤氏が採用した研究方法は、障害者の権利保障に関する「シティズンシップ論」の解釈に留まらず、A J U 自立の家の運動と実践を通して、その実質を明示したという点において優れている。

他面、本論文には、以下のような弱点・難点も見られる。第1は、愛知における障害者運動との関係において他の障害者団体との関連をさらに加える必要がある。第2は、自立生活運動とソーシャルワーク論の関係に迫りきれていない。第3は、研究成果の公表に向け、ソーシャルワーク理論面でのさらなる熟考を重ねる必要がある、といった指摘がなされた。また、本人からは、既存のシティズンシップ論に基づき、A J U 自立の家の運動と実践を分析の素材としながら、ソーシャル・インクルージョンに向けた新たなシティズンシップ論を提示するまでには至っていない点を述べている。第4は、I C I D H から I C F の変化の記述は、もはや障害のみの分類ではなくなり、生活機能と障害の分類となった。つまり、あらゆる人間を対象として、その生活と人生のすべて（生活機能のさまざまな観点の統合）を分類・記載・評価するものとなったのであるとの認識から、I C F は医学モデルと社会モデルを統合したものと理解すべきである。これらの諸点を今後の研究に組み入れたいとの意志も語られた。本論文には、以上のような弱点・難点もあるが、全体としては、本学の社会福祉学領域の博士論文に求められる水準を十分に満たしていると評価できる。

最後になるが、学外審査委員の杉野昭博氏は、伊藤氏の論文の特徴を、①障害者の政治過程と社会生活への当事者参画の目標にシティズンシップ概念を据え、②一般には確立困難と考えられてきた障害者の労働権についても部分的ながらA J U 自立の家の活動において達成されており、③日本の障害者福祉の実践研究への学術的貢献を高く評価されるべき（原文のまま）と評している。

### 3. 最終試験の結果

2018年12月1日、伊藤氏への最終試験（口頭試問）を実施した。まず、はじめに伊藤氏が事前に用意した口頭試問提出資料を配布し、本論文の目的・研究方法・構成・特色・課題について要領よく説明がなされた。この際も、氏の研究の背後に相当な実践研究の蓄積があることが確認された。また、本研究の到達点と弱点、今後の研究課題についても明快に語った。続いて、審査委員長が本論文の全体的な評価を述べた後、両副査の審査委員が本論文の弱点や疑問点について鋭く切り込んだ。一つひとつの問いに対し、氏は本研究の到達点と限界を述べたうえで、真摯に回答した。また、本論文で取り上げた理論命題の大きさ故か、結論部分の不明瞭さに関しては、氏の今後の研究（出版）に期待することで一致した。また、本文中に見受けられた誤字・脱字の修正の正誤表を提出している。最後に英語力の審査を行った。本人記述の英文要旨の中からランダムに文節をとりあげ、英語記述の読み上げと日本語訳を指示したところ、適切に返答がなされた。

### 4. 結論

本審査委員会は、伊藤葉子氏は日本福祉大学学位規則第12条および第5条第2項により博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしいものと判断し、合格と判定する。

以上